

参考資料

- ・ 参考資料 1 広島市東部地区連続立体交差事業（説明資料）
- ・ 参考資料 2 一級河川御幸川都市基盤河川改修事業（説明資料）
- ・ 参考資料 3 安佐南4区486号線（説明資料）
- ・ 参考資料 4 広島市公共事業(建設関係局所管)の再評価（概要）
- ・ 参考資料 5 広島市公共事業(建設関係局所管)再評価実施要領
- ・ 参考資料 6 広島市公共事業再評価審議会規則
- ・ 参考資料 7 広島市公共事業再評価審議会運営要領
- ・ 参考資料 8 諮問書（写し）

令和5年度 第1回
広島市公共事業再評価審議会

街路事業・連続立体交差事業
・広島市東部地区連続立体交差事業

令和5年（2023年）12月18日

広島市 道路交通局 交通施設整備部
東部地区連続立体交差整備事務所

位置図

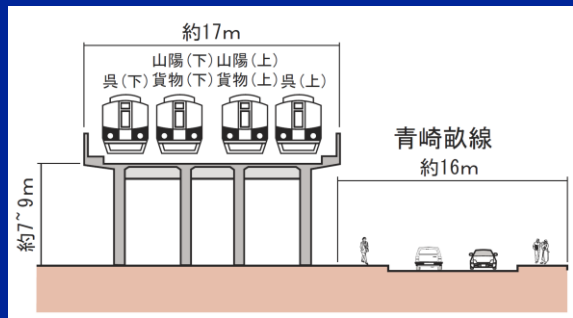
広島市東部地区 連続立体交差事業



事業概要



	都市高速鉄道 JR山陽本線・呉線	都市計画道路 青崎畝線	都市計画道路 船越東線
延長	L = 1,900m	L = 1,470m	L = 260m
幅員	—	W = 16m (2車線)	W = 8m
予定期間	H5~R20年度頃		
事業費 (県・市全体事業費)	372億円 (915億8,300万円)		



再評価の視点 ①事業を巡る社会情勢等の変化

■社会経済情勢・地域情勢の変化

地区の中央を通るJR山陽本線及び呉線により市街地が分断され、かねてより踏切遮断による交通渋滞が生じているが、前回再評価時より区内交通量が増えているにも関わらず、本事業の関連街路が未整備なため交通渋滞がさらに悪化している現状が続いていることから、本事業の必要性は変わらない。



再評価の視点 ②事業の投資効果（その1）

■費用便益分析

1. 費用及び便益算出の前提
社会的割引率：4% 基準年次：評価時点（令和5年度）
検討年数：50年

2. 便益の算定

- ①踏切交通量等の調査
 - 踏切通過交通量等 ○踏切事故歴
- ②交通流の推計
 - 交通量 ○走行速度 ○路線条件
- ③便益の算定
 - 移動時間短縮便益（自動車，歩行者・自転車）
 - 走行経費減少便益（自動車）
 - 交通事故減少便益（自動車，歩行者・自転車）

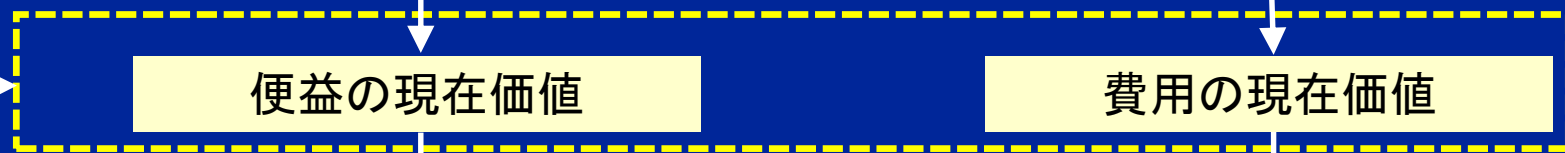
総便益

3. 費用の算定

- 連続立体交差事業に要する費用（鉄道事業者負担分を除く）
- 関連道路の整備及び維持管理に要する費用

総費用

社会的割引率



4. 費用便益分析の実施

再評価の視点 ②事業の投資効果（その2）

■費用便益分析

【費用便益分析の結果】

費用便益比：事業全体

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 1169.3\text{億円} & & 804.1\text{億円} \\ & = & \\ & & \text{費用便益比(B/C)} \\ & & 1.5 \end{array}$$

費用便益比：残事業

$$\begin{array}{ccc} \text{総便益(B)} & \div & \text{総費用(C)} \\ 1169.3\text{億円} & & 492.7\text{億円} \\ & = & \\ & & \text{費用便益比(B/C)} \\ & & 2.4 \end{array}$$

総便益(B)が総費用(C)を上回っており、
事業の投資効果があることを確認

再評価の視点 ②事業の投資効果（その3）

■事業の効果や必要性の評価

○活力

〔円滑なモビリティの確保〕

年間渋滞損失時間の削減効果が期待できる

	年間渋滞損失時間 (R22) [万人・時間/年]			削減率 (C/A)
	整備なし (A)	整備あり (B)	削減量 (C=A-B)	
I 期供用時	2,518.5	2,427.9	90.6	約3.6%
全線供用時	2,518.5	2,109.0	409.5	約16.3%



再評価の視点 ②事業の投資効果（その4）

■事業の効果や必要性の評価

○活力

〔都市の再生〕

連立事業と一体となった駅周辺の土地区画整理事業によるまちづくりの推進により、周辺地域の商業活動が活発化



再評価の視点 ②事業の投資効果（その5）

■事業の効果や必要性の評価

○安全

〔安全な生活環境の確保〕

通学路に指定されている踏切の除却により、通学時の安全性が向上する

児童の通学状況（船越踏切）



再評価の視点 ③事業の進捗状況

■事業の経緯

令和5年4月に上り旅客線を仮線路へ切換

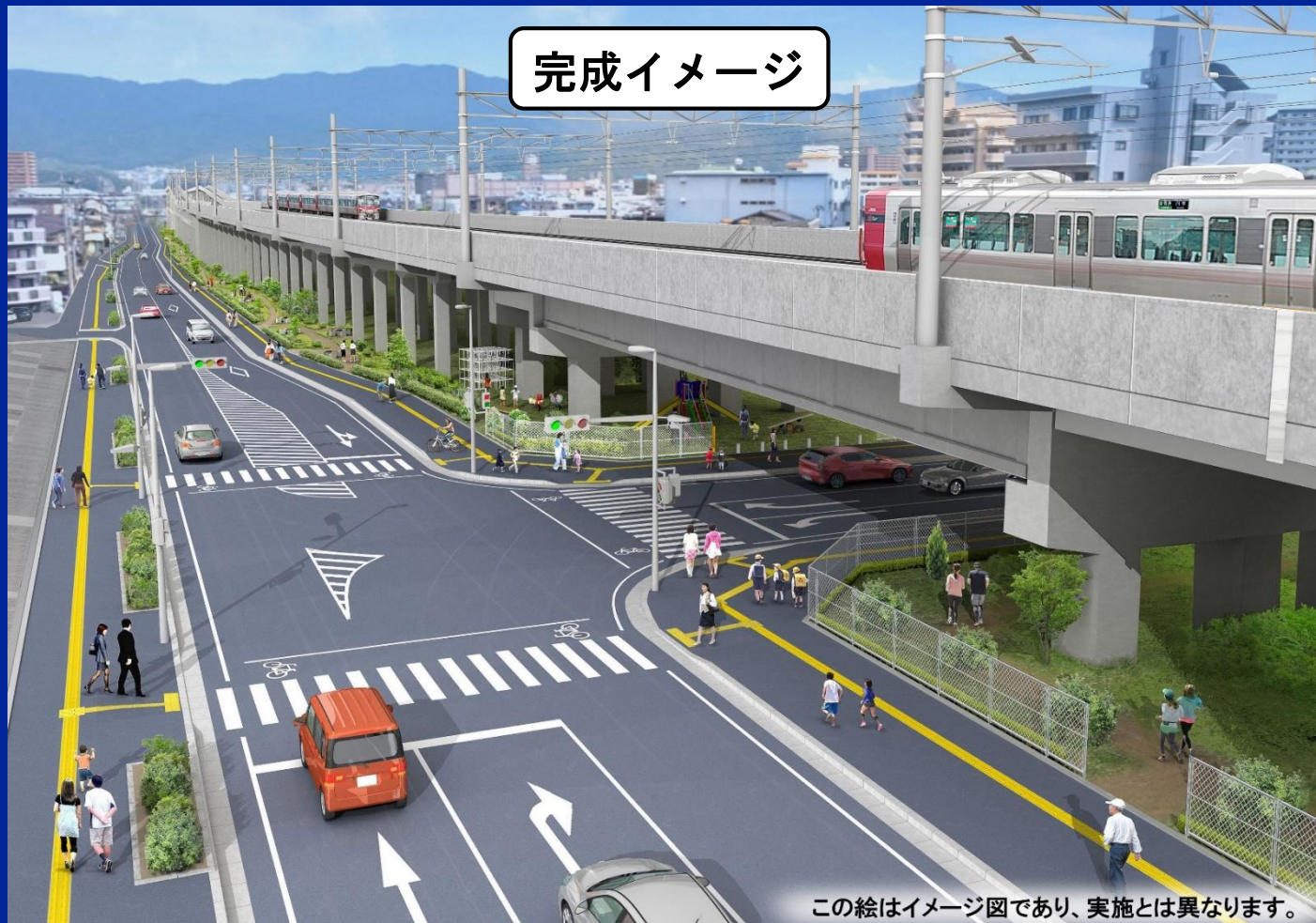
仮線路走行状況(青崎第3踏切付近) 令和5年5月時点



再評価の視点 ④事業の進捗の見込み

■今後の見通し

引き続き仮線路工事や鉄道高架の詳細設計を行うとともに、用地取得や支障となる地下埋設物の移設等を行う



再評価の視点 ⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性

■コスト縮減の可能性

鉄道高架の詳細設計を進めていく中で、鉄道事業者(JR西日本)と協議を行い、コスト縮減に努める。

■代替案立案等の可能性

- | | | | |
|----------|--------|-----------------|------|
| ○令和2年10月 | 地元説明会 | (府中町地区、青崎・堀越地区) | ➡ 了解 |
| ○令和3年3月 | 地元説明会 | (船越地区) | |
| ○令和3年6月 | 鉄道工事着手 | (I期区間) | |

代替案立案の可能性はない

■対応方針(案)


事業継続

■対応方針(案)の理由と今後の方針

本市の東部地区（南区・安芸区）と府中町、海田町においては、地区の中央を通るJR山陽本線及び呉線により市街地が分断され、踏切遮断による交通渋滞が生じるなど、都市機能が阻害されている。

広島市東部地区連続立体交差事業は、広島県と広島市が一体となって、この地区の鉄道と道路を立体交差するとともに、東西幹線道路などの関連街路を整備することで、交通の円滑化や南北市街地の一体化、踏切除却による安全確保を図るものであり、地元住民からの期待も大きい。

令和3年6月からI期区間の鉄道工事に着手するなど着実に事業を推進しており、引き続き事業を継続し、令和20年度頃の完成を目指す。

An aerial photograph of Hiroshima, Japan, showing the city's layout, the Arima River, and the surrounding mountainous terrain. The text is overlaid on the image.

令和5年度 第1回
広島市公共事業再評価審議会

河川事業
一級河川御幸川都市基盤河川改修事業

令和5年(2023年)12月18日

広島市下水道局河川防災課

河川事業の概要

広島市の河川事業

■都市基盤河川改修事業

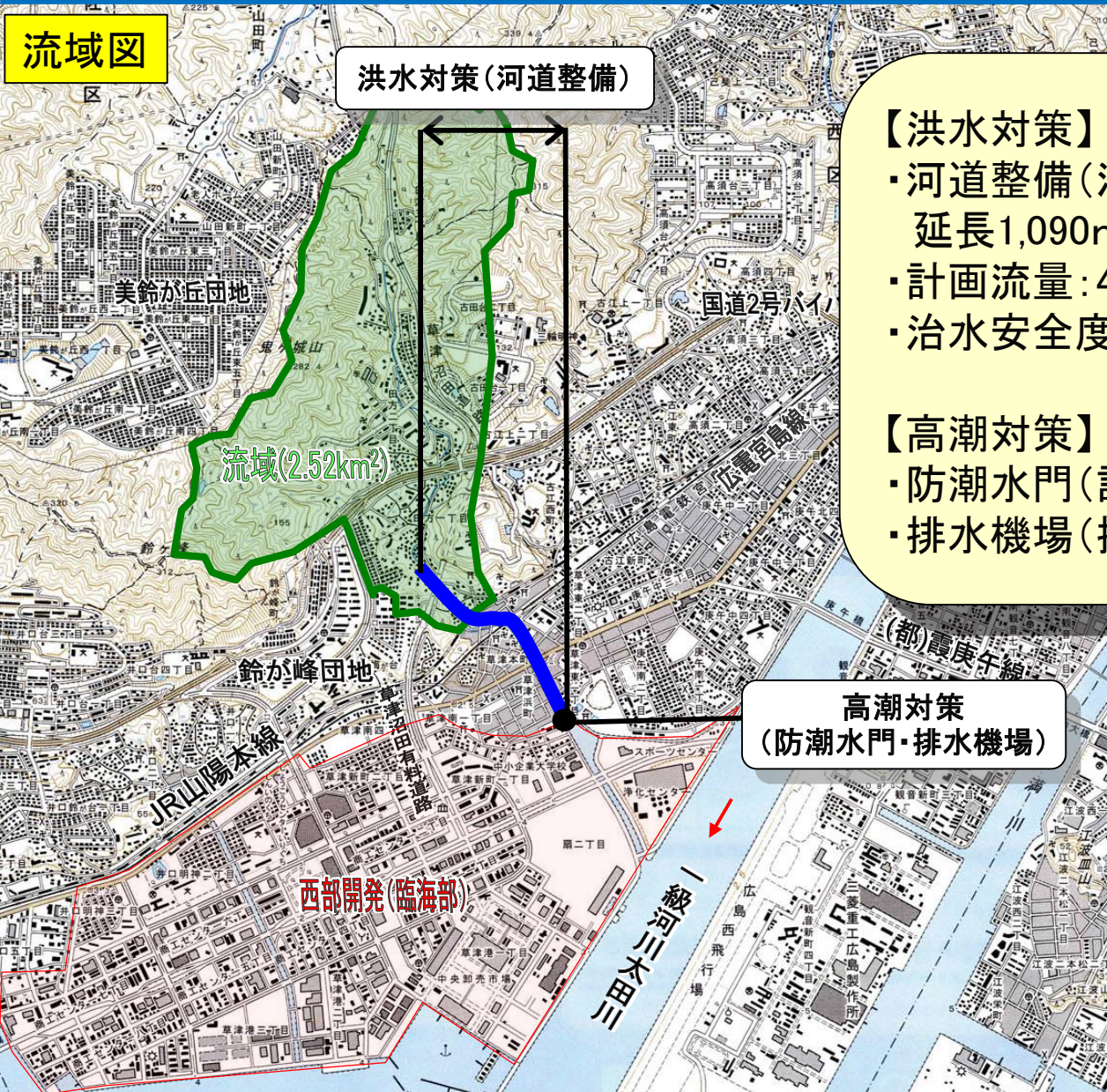
都市基盤河川改修事業は、県管理の一・二級河川において、都市水害の増大に対処し、地域行政との関連を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、市が施行主体となって改修を行うもの。

■普通河川改修事業

- ・ 河川数 655河川
- ・ 管理延長 541.1km

一級河川御幸川 都市基盤河川改修事業の概要

事業の概要



流域図

洪水対策(河道整備)

【洪水対策】

- ・河道整備(河道拡幅・河床掘削・護岸整備、延長1,090m、河道幅5.3m~14m)
- ・計画流量: $40\text{m}^3/\text{s}$
- ・治水安全度: 1/10年

【高潮対策】

- ・防潮水門(計画高潮位: T.P.+4.4m)
- ・排水機場(排水量: 約 $13\text{m}^3/\text{s}$)

高潮対策
(防潮水門・排水機場)

これまでの整備状況

河道整備延長 L=1,090m
S50~H22

●橋りょう

(A-A)

(B-B)

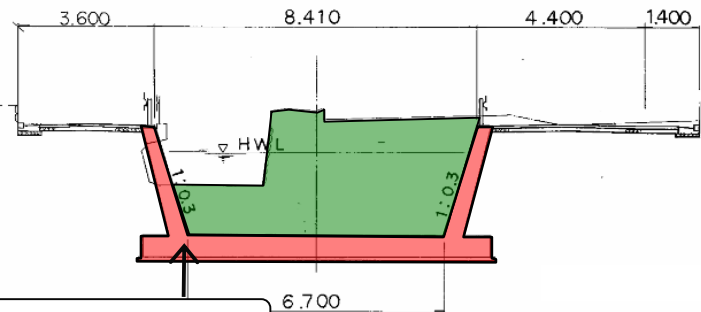
■事業経過

- S50 全体計画認可・事業採択
- S58 用地取得に着手
- S61~S62 広電橋りょう部の整備
- H9~H12 JR交差部の整備
- H16 用地取得完了
- H22 河道部完成

■河道整備の工事内容

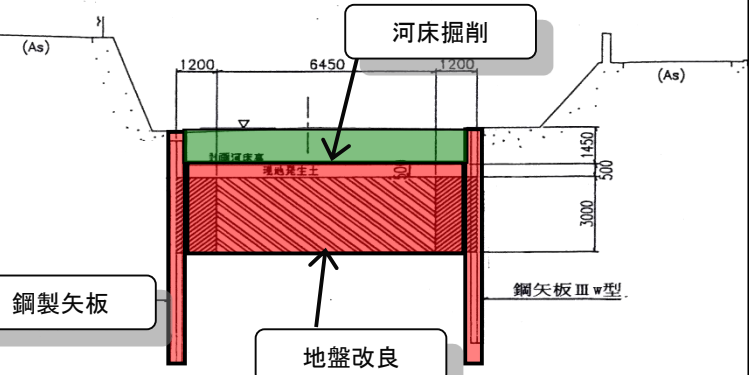
- ・河道拡幅・河床掘削・護岸整備、延長1,090m、河道拡幅5.3m~14m
- ・鉄道橋2橋、道路橋10橋
- ・用地取得面積2,800m²、家屋補償37棟

標準横断面図(A-A) 上流部整備済区間



鉄筋コンクリート造U型擁壁

標準横断面図(B-B) 下流部施工済区間



予定事業期間及び総事業費

	当初計画 (昭和50年度)	河川整備計画 策定時点 (平成13年度)	前回再評価時 (平成18年度)	現在 (再評価時点)
予定期間	昭和50年度 ～平成10年度	昭和50年度 ～平成24年度	昭和50年度 ～平成24年度	昭和50年度 ～令和16年度
全体事業費	18億7,200万円	49億500万円	49億500万円	79億6,700万円
事業進捗率	—	67.0%	78.3%	53.1%

※予定期間の「令和16年度」は費用便益分析において設定した完成年次

事業再評価の方法

広島市公共事業(建設関係所管)再評価実施要領

(抜粋)

第5 再評価の方法

- 1 再評価の手法:原則として国の策定する再評価手法を採用
- 2 再評価の視点:再評価を行う際の視点は以下のとおり
 - ①事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - ②事業の投資効果
 - ・定量化できる効果【B/C】
 - ・費用便益分析【B/C】では評価できない便益
 - ③事業の進捗状況
 - ④事業の進捗の見込み
 - ⑤コスト縮減や代替案立案等の可能性



対応方針の決定

視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

■ 河道整備区間の状況



整備前

浸水時の状況

整備後

視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

■ 地域開発の状況

前回再評価時(H18)以降の御幸川下流部付近の開発の動き

- ・H26.3に南道路商工センター出入口が開通
- ・H29.4に大型商業施設LECTが開業

⇒ 地区の重要性が増している

■ 地域の協力体制等

- ・御幸川及びその周辺において、「草津まちオープンミュージアム」(9月)や「草津うまいもん市場」(3月)など、まちづくり活動が熱心に行われている
- ・地元から高潮対策の早期着手の要望書が提出

⇒ 事業の円滑な進捗が見込める

視点② 事業の投資効果

■費用便益比(B/C)の算出について

・使用マニュアル

洪水：治水経済調査マニュアル(案)(令和2年4月 国土交通省)

高潮：海岸事業の費用便益分析指針(改訂版)

(令和2年4月一部改訂 農林水産省、国土交通省)

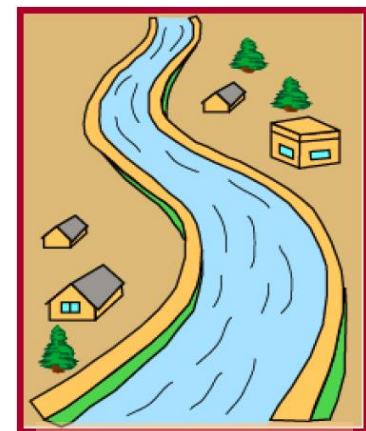
・基本的な考え方のイメージ

【整備前の被害額(without)】と【整備後の被害額(with)】の差から便益を算定



被害額1,000億円

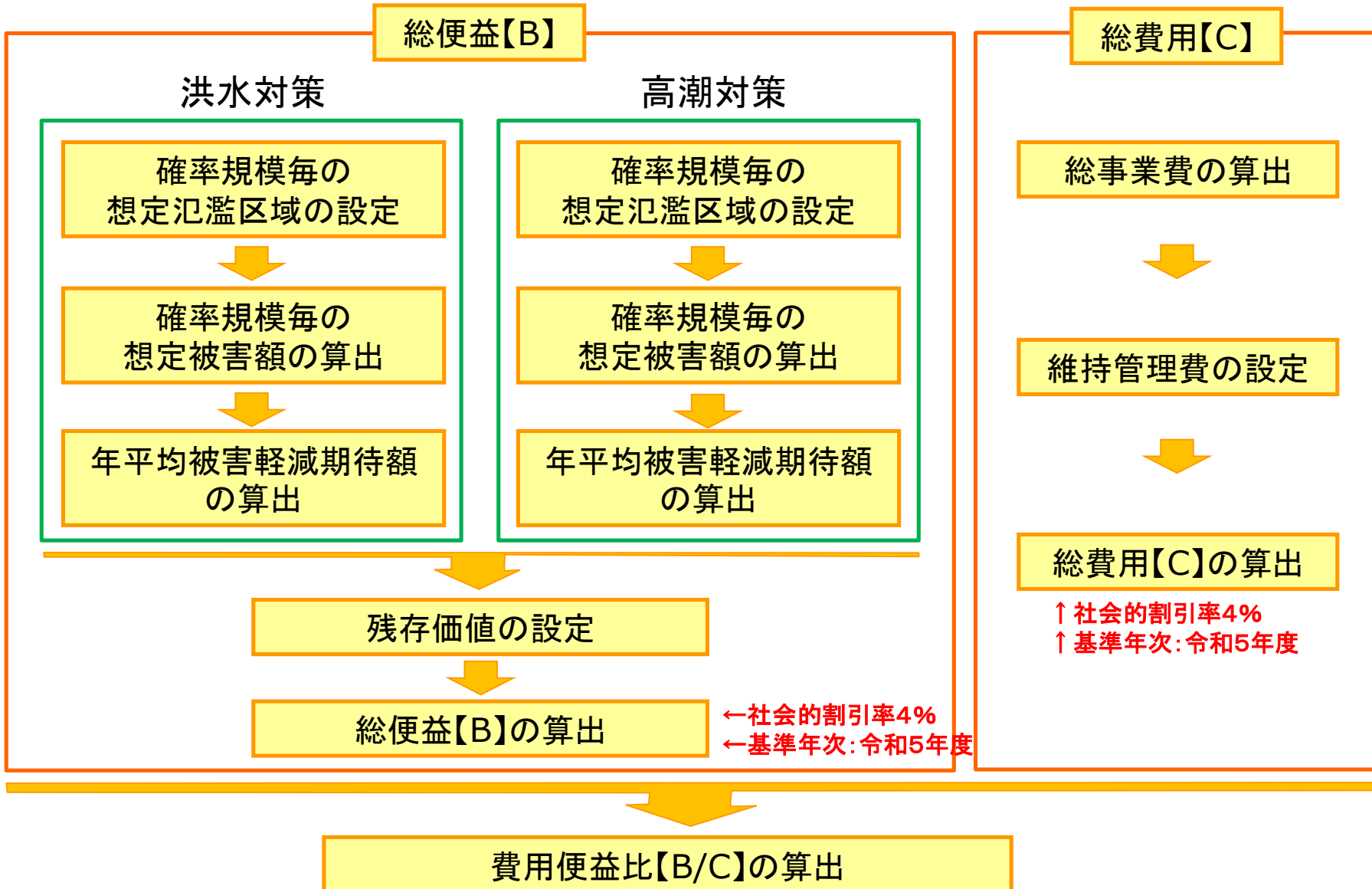
1,000億円の
被害軽減



被害額 0億円

視点② 事業の投資効果

■ 費用便益比 (B/C) 算出の流れ



視点② 事業の投資効果

■ 費用便益比 (B/C) の算出

便
益

年平均被害軽減期待額	約126億円	(洪水)
	約320億円	(高潮)
■ 便益	約38,379億円	(ア)
■ 残存価値	約2億円	(イ)
■ 総便益 (B)	約38,381億円	(ア) + (イ)

費
用

全体事業費	約80億円	
■ 建設費	約207億円	(ウ)
■ 維持管理費	約28億円	(エ)
■ 総費用 (C)	約235億円	(ウ) + (エ)

■ 費用便益比 (B / C)	162.9
■ 純現在価値 (B - C)	約38,146億円

視点② 事業の投資効果

■ 費用便益比 (B/C) の算出 【残事業B/C】

年平均被害軽減期待額 約90億円 (高潮)

便 益	■ 便益	約1,264億円	(ア)
	■ 残存価値	約1億円	(イ)
	■ 総便益 (B)	約1,265億円	(ア) + (イ)

全体事業費 約37億円

費 用	■ 建設費	約26億円	(ウ)
	■ 維持管理費	約8億円	(エ)
	■ 総費用 (C)	約34億円	(ウ) + (エ)

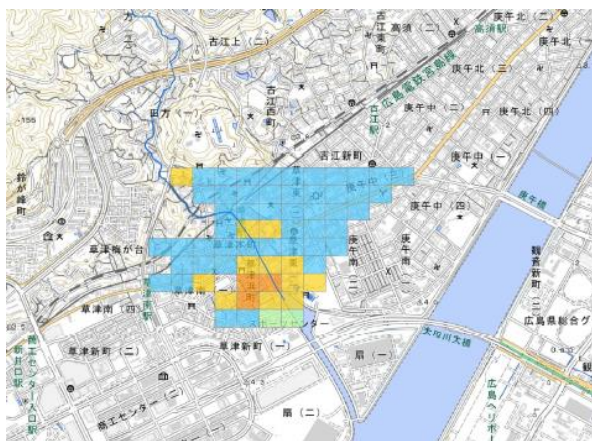
■ 費用便益比 (B/C) 36.8

■ 純現在価値 (B - C) 約1,231億円

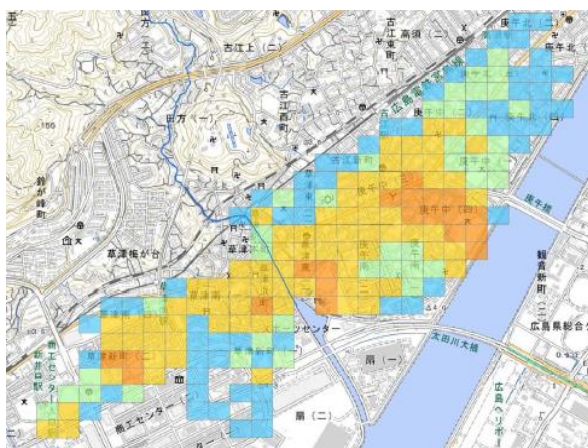
視点② 事業の投資効果

■ 浸水エリアの解消

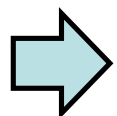
洪水



高潮



S50(事業着手時)



R5現在(河道完成)



R16(防潮水門・排水機場完成)

視点② 事業の投資効果

■ 費用便益比に反映されていない投資効果(被害軽減効果)

- ・ 人身被害、精神的被害
- ・ 社会機能停止被害(医療・社会福祉施設、防災拠点施設の機能低下)
- ・ 波及被害(交通途絶、ライフラインの停止等による波及被害) 等

視点③ 事業の進捗状況 ※再掲

河道整備延長 L=1,090m
S50~H22

●橋りょう

(A-A)

(B-B)

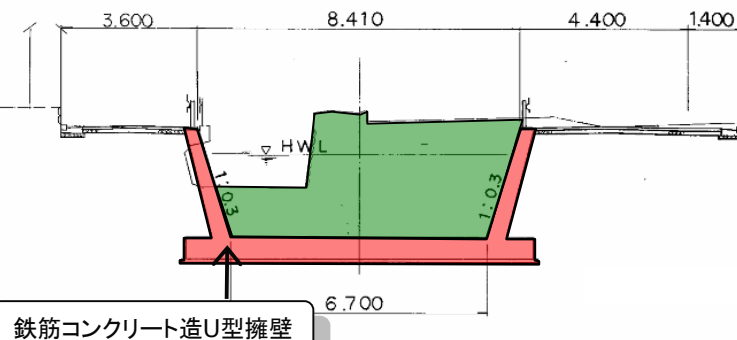
■事業経過

- S50 全体計画認可・事業採択
- S58 用地取得に着手
- S61~S62 広電橋りょう部の整備
- H9~H12 JR交差部の整備
- H16 用地取得完了
- H22 河道部完成

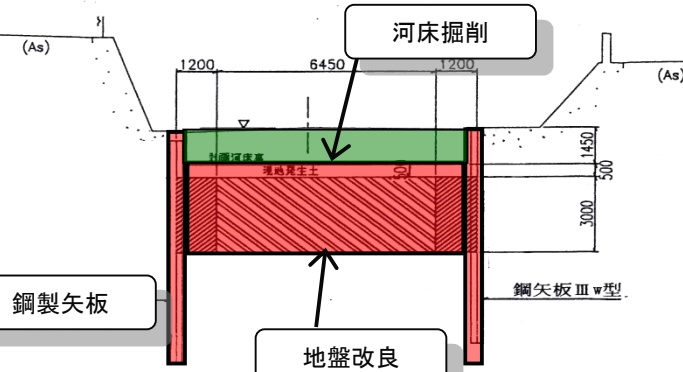
■河道整備の工事内容

- ・河道拡幅・河床掘削・護岸整備、延長1,090m、河道拡幅5.3m~14m
- ・鉄道橋2橋、道路橋10橋
- ・用地取得面積2,800m²、家屋補償37棟

標準横断面図(A-A) 上流部整備済区間

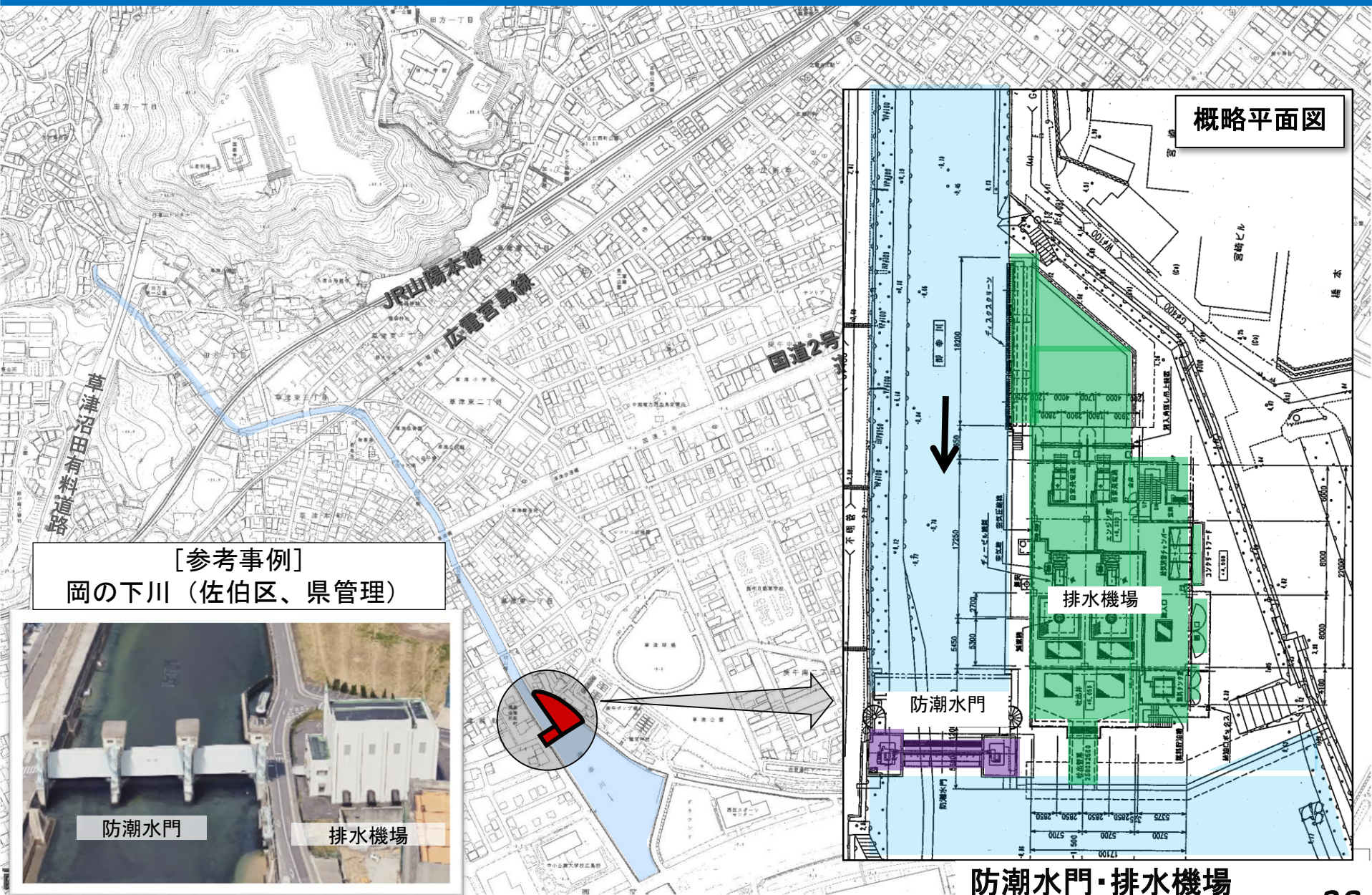


標準横断面図(B-B) 下流部施工済区間



視点③ 事業の進捗状況

※再掲



[参考事例]
岡の下川（佐伯区、県管理）

視点④ 事業の進捗の見込み

■事業進捗が順調でない理由

- ・平成22年度に洪水対策が完了し、一定の安全性を確保
- ・御幸川と同様の都市基盤河川改修事業である小河原川等の河川改修を優先的に推進

■今後の見通し

浸水被害から守るべき膨大な資産等があり、地域の協力体制も整っていることから、厳しい財政状況ではあるが、必要な予算を確保し、事業の推進に努める。

視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

■コスト縮減の可能性

- ・新技術、新工法の活用
- ・建設発生土の流用

■代替案立案等の可能性

護岸を嵩上げする方法については、兩岸の地域が分断されることなどから採用困難

対応方針(案)

◎対応方針：事業継続

■理由と今後の方針

御幸川下流の太田川放水路において、高潮護岸等の整備が進む中、浸水被害から家屋、事業所等を守るため、早急に事業を実施する必要がある。

このため、必要な予算を確保し、事業の推進に努める。

令和5年度 第1回
広島市公共事業再評価審議会

道路事業

安佐南4区486号線

令和5年12月18日（月）
都市整備局 西風新都整備部

位置図

西風新都
4,570ha

10km

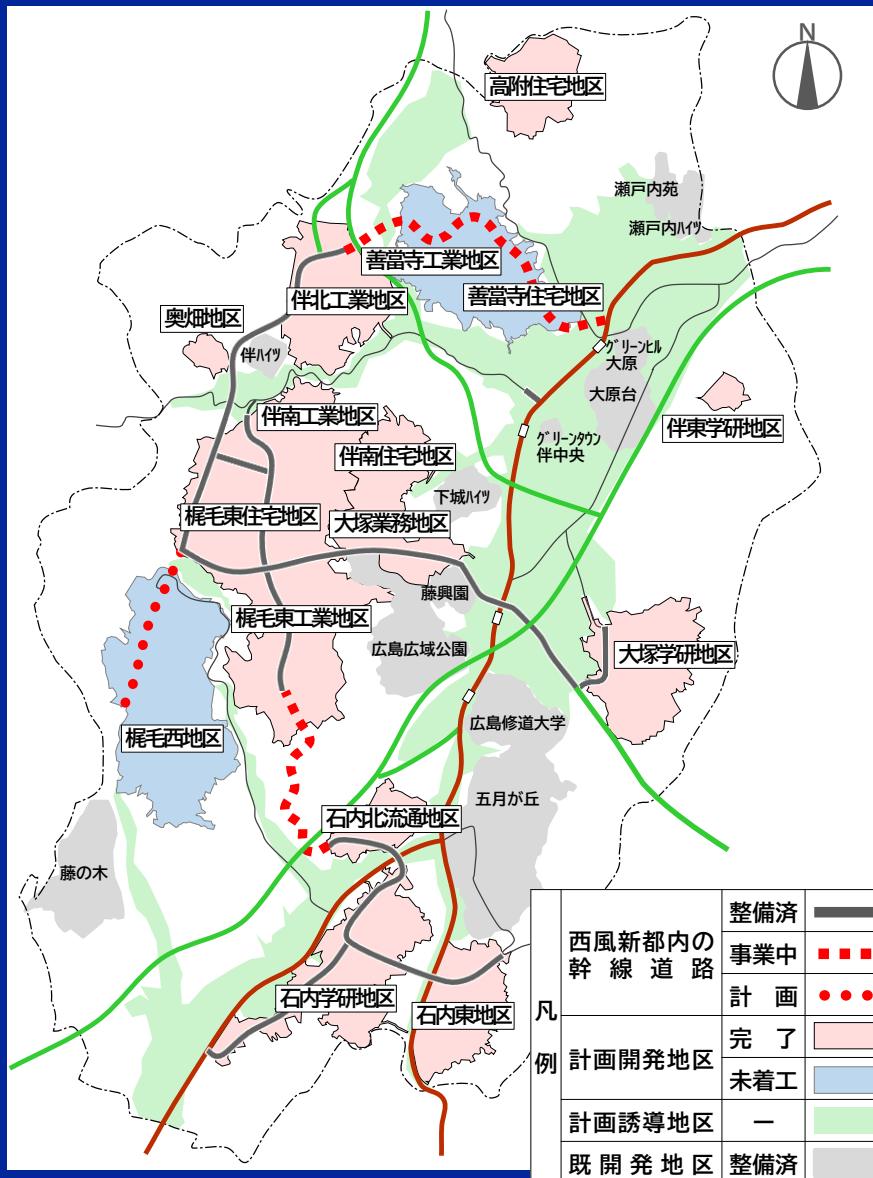
5km

広島市役所



西風新都の都市づくり

■ 計画開発地区の整備状況



計画開発地区：16地区

↳ 民間開発事業者等により
計画的な開発を行う地区

▶ 完了：13地区

▶ 未着工：3地区

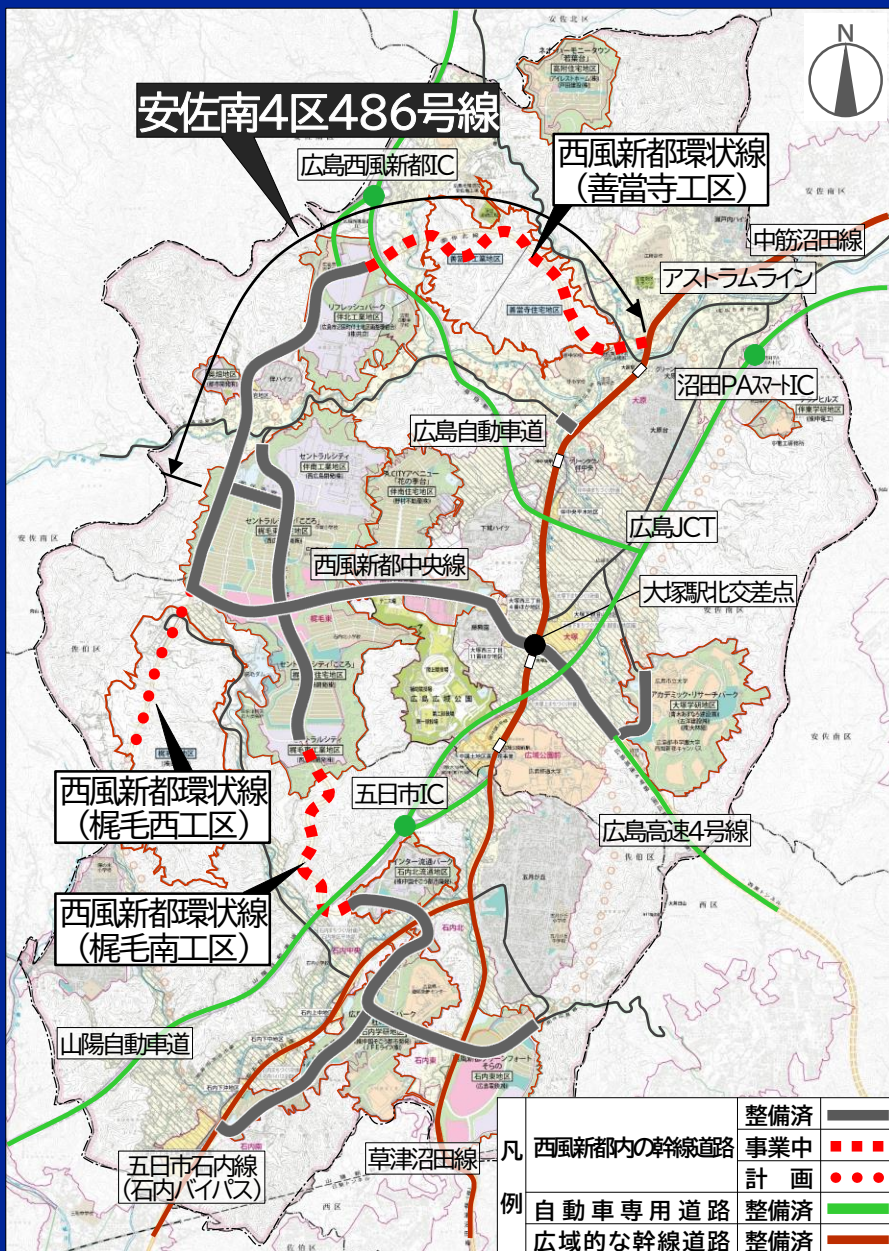
整備率：約7割（面積ベース）

西風新都の都市づくり

■ 活力創造都市 “ひろしま西風新都” 推進計画2013



西風新都内幹線道路の整備状況



西風新都内幹線道路

計画延長 21.9km (構想区間除く)

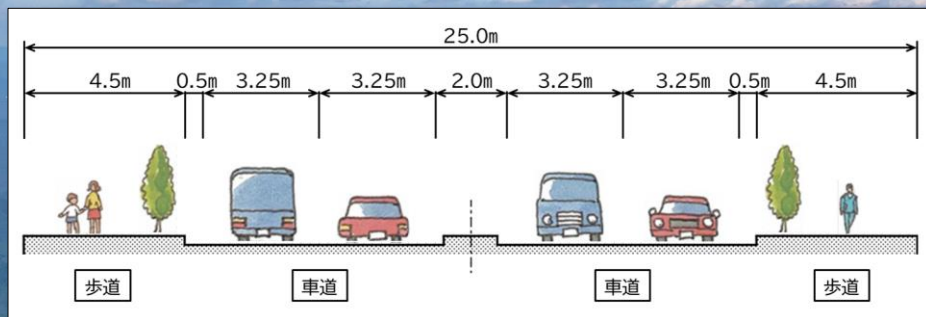
整備済
15.9km
(73%)

未整備
6.0km
(27%)



事業概要

延長	L = 5,160m
標準幅員	25m (4車線)
予定期間	平成5年度～令和12年
全体事業費	201億3,000万円



安佐南4区486号線 都市計画道路(伴北線)



事業概要



安佐南4区486線 L=5,160m

広島西風新都IC

供用済区間 L=2,380m

善當寺工業地区

未供用区間 L=2,780m
(善當寺工区)

伴北工業地区

善當寺住宅地区

1-4工区

1-3工区

1-2工区

奥畑地区
(都市開発有)

伴ハイツ

セントラルシティ
伴南工業地区
(西広島開発株)

梶毛東住宅地区
(西広島開発株)

伴中央線

梶毛東

供用済区間

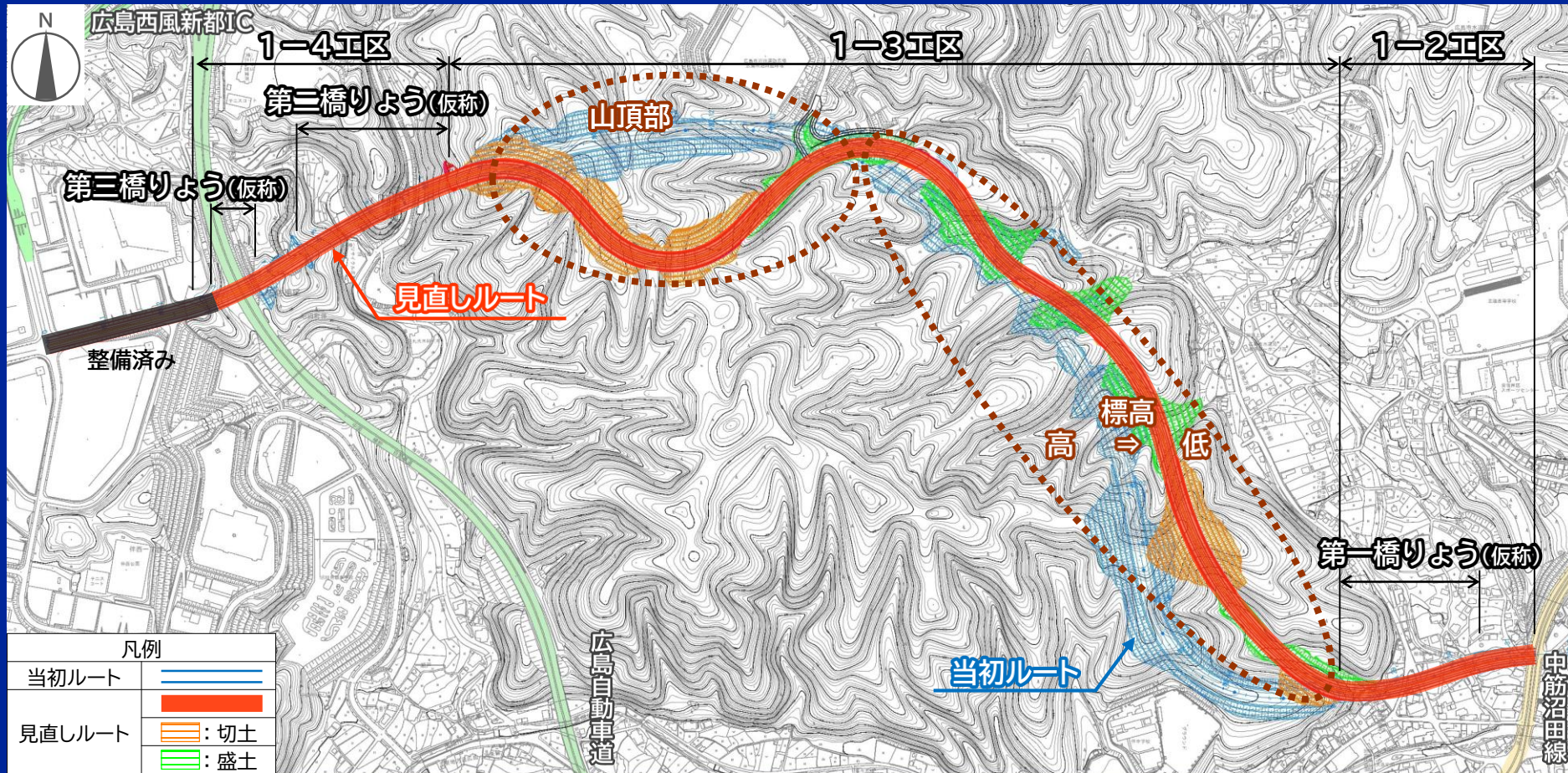


広島西風新都IC付近



視点① 事業を巡る社会情勢等の変化

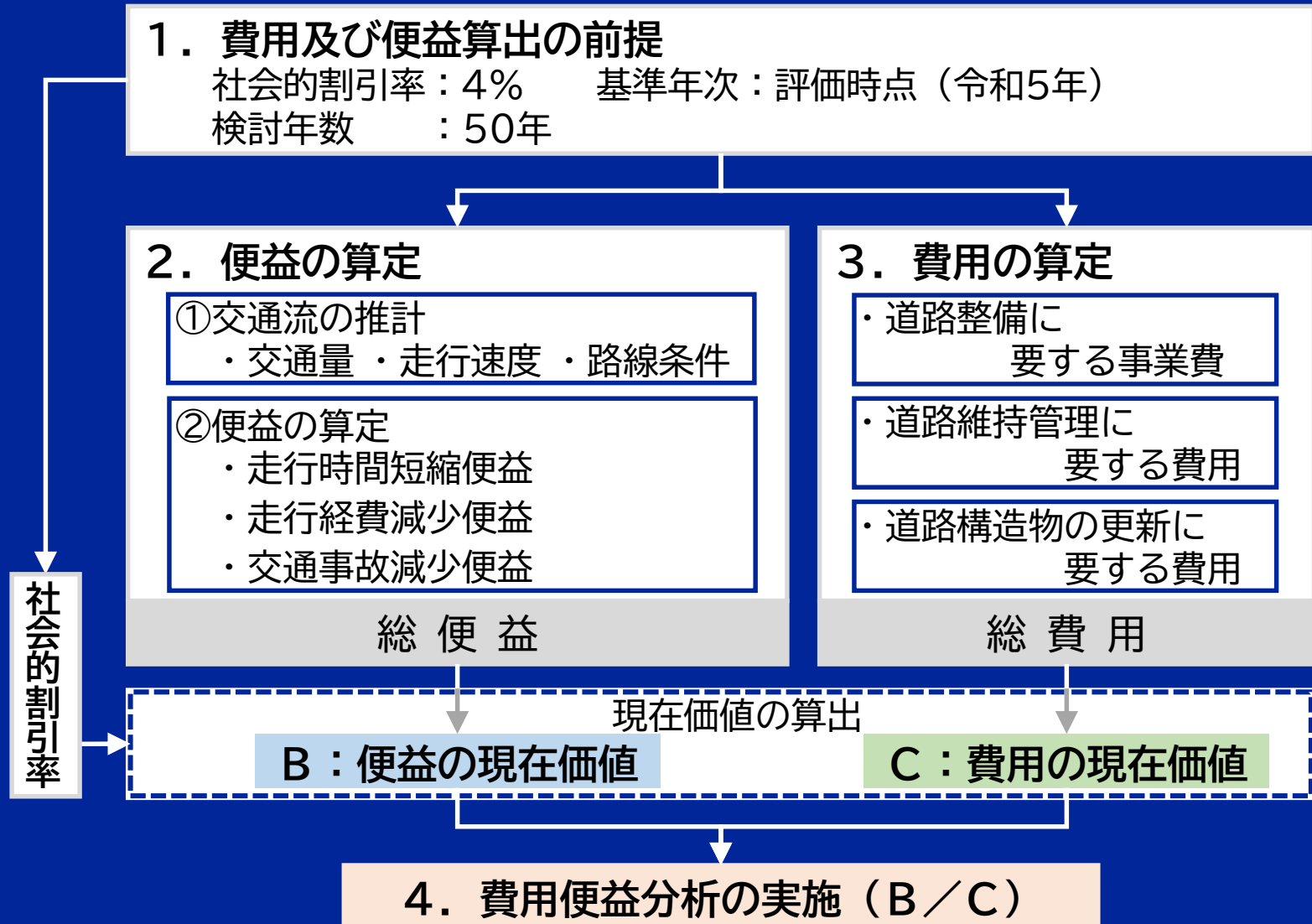
■ 計画の見直し



開発事業地内のルート見直し：約17億円のコスト縮減

視点② 事業の投資効果

■ 費用対効果分析のフロー



視点② 事業の投資効果

■ 費用対効果分析の結果

費用便益比：事業全体

$$\begin{array}{l} \text{総便益 (B)} \\ 700.0 \text{億円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{総費用 (C)} \\ 314.9 \text{億円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{費用便益比} \\ \text{B/C } 2.2 \end{array}$$

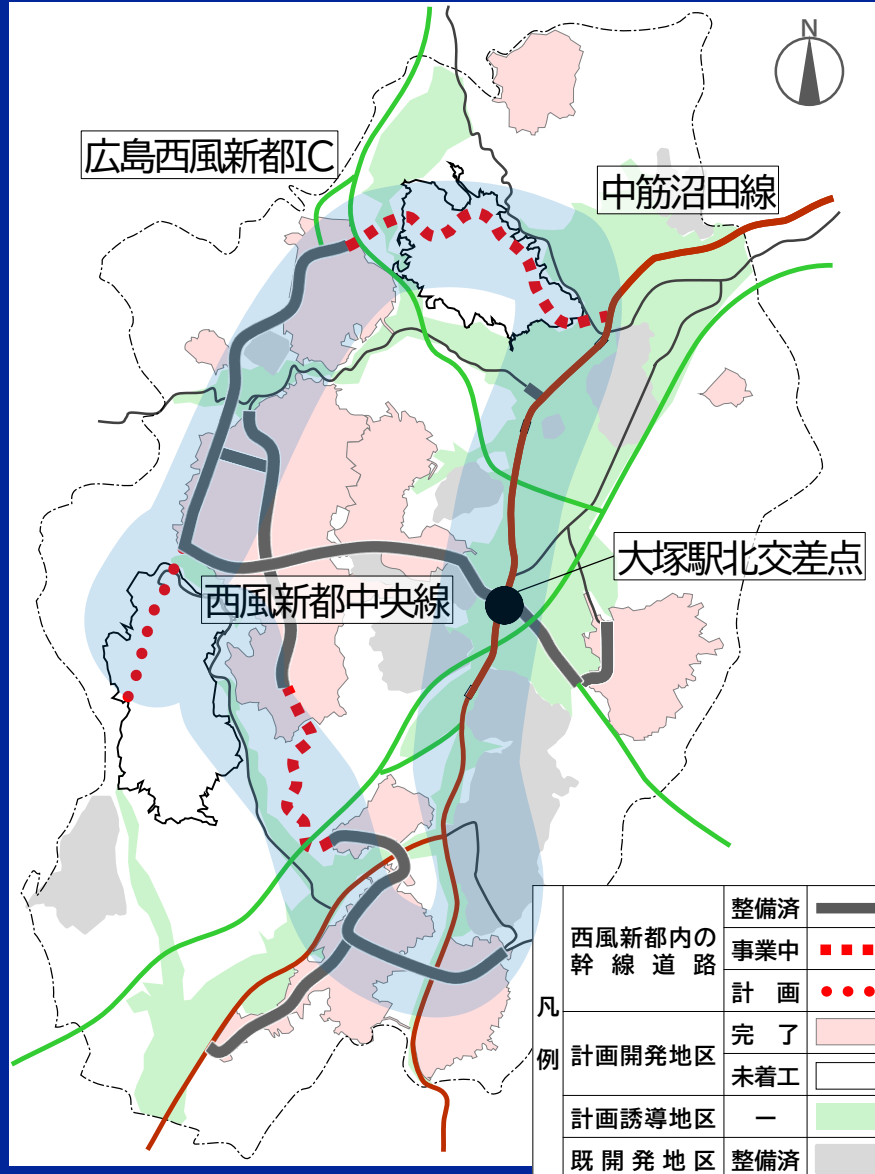
費用便益比：残事業

$$\begin{array}{l} \text{総便益 (B)} \\ 390.0 \text{億円} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{総費用 (C)} \\ 72.6 \text{億円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{費用便益比} \\ \text{B/C } 5.4 \end{array}$$

総便益 (B) が総費用 (C) を上回っている

視点② 事業の投資効果

■ 事業の効果や必要性 [国土・地域ネットワークの構築]



視点② 事業の投資効果

■ 事業の効果や必要性

〔円滑なモビリティの確保〕

- ▶ 交通渋滞の軽減による年間渋滞損失時間の削減
削減率 = 9.4%
- ▶ 周辺地域を連絡する路線バスの定時性の向上

〔都市の再生〕

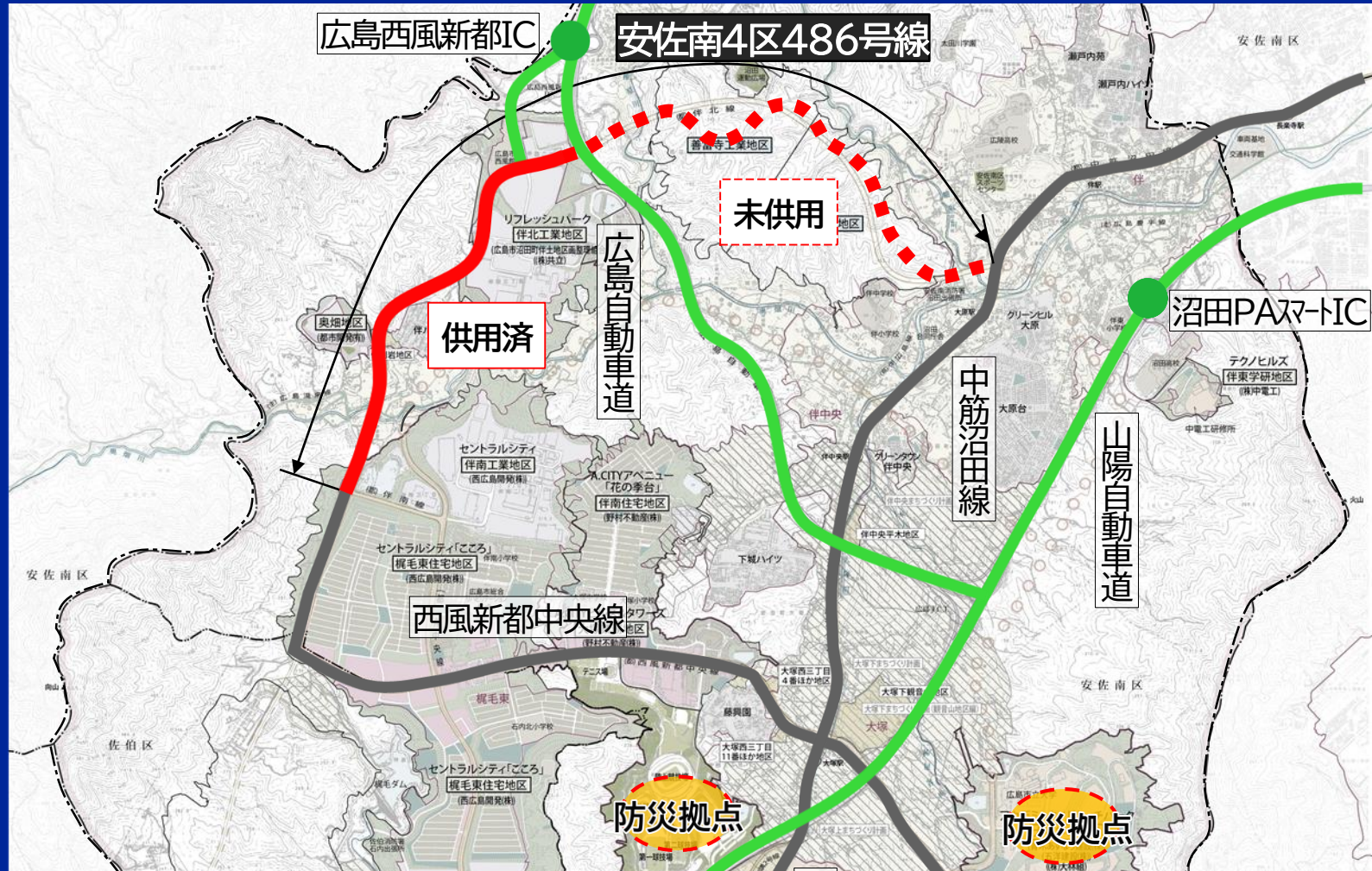
- ▶ 西風新都内の各計画開発地区を有機的に連絡し、幹線道路ネットワークを形成

〔個性ある地域の形成〕

- ▶ 魅力ある都市を形成するため、都市機能の強化、産業の振興、快適な居住空間の形成などの視点に立ち進めている、西風新都の都市づくりに寄与

視点② 事業の投資効果

■ 事業の効果や必要性 [災害への備え]



緊急輸送道路の多重化、代替性の確保が期待でき、緊急輸送道路ネットワークが充実・強化

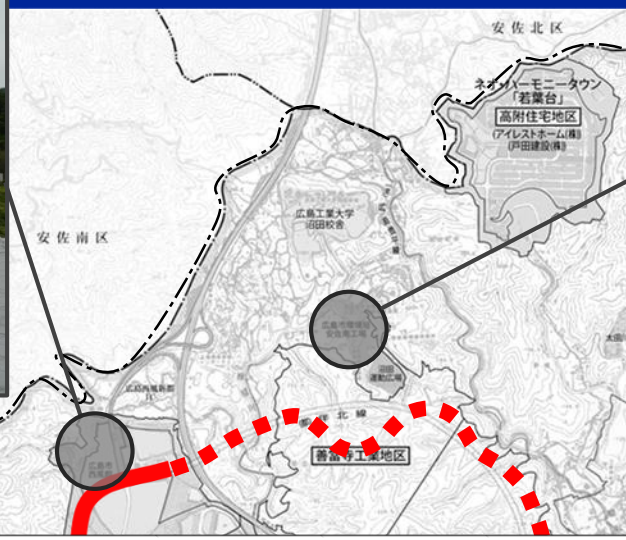
視点② 事業の投資効果

■ 事業の効果や必要性 [その他]

西風館(火葬場)の開設



安佐南工場(清掃工場)の建替



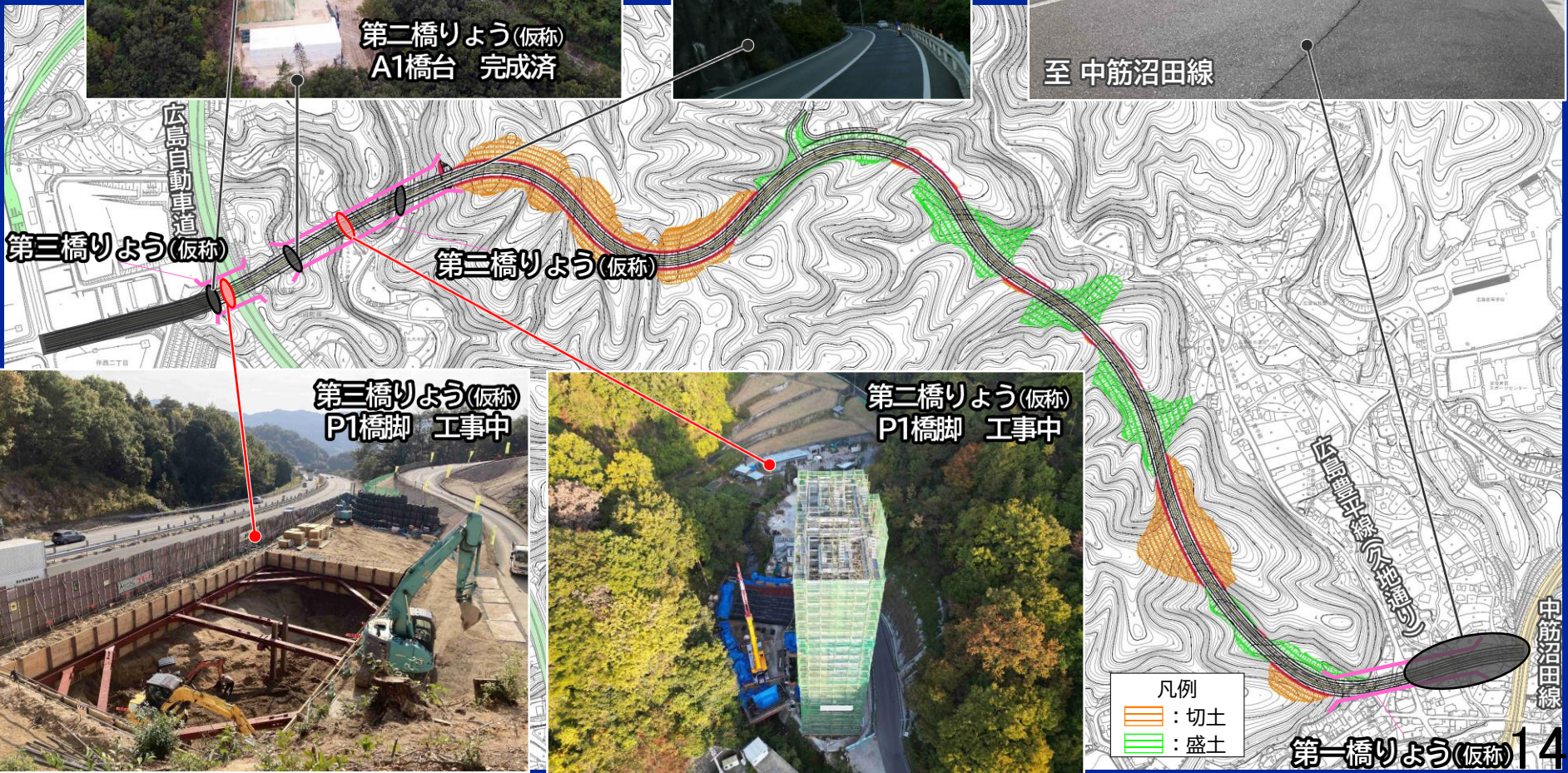
【地域の声】

- ・ 32町内会で組織される地元団体
- ・ 西風新都に立地している100社からなる企業団体

⇒ **安佐南4区486号線の早期完成へ強い要望**

本路線の早期完成に向けて努力することを約束

視点③ 事業の進捗状況



視点④ 事業の進捗の見込み

- 整備効果の早期発現に向け、用地取得や工事等を着実かつ計画的に進める



視点⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

■ コスト縮減の可能性

- ▶ ルート見直しによる、土工量の削減
- ▶ 建設副産物の発生抑制や再生材の利用等

■ 代替案立案等の可能性

- ▶ 都市計画決定されている西風新都内の根幹的な都市基盤施設
- ▶ 用地取得、橋りょう工事の実施など事業を着実に推進



代替案を検討する必要なし

対応方針（案）

【対応方針】事業継続

【理由と今後の方針】

安佐南4区486号線は、西風新都内の計画開発地区相互を有機的に連絡する西風新都環状線の一部区間であり、全延長約5.2kmのうち、伴南線から広島西風新都IC付近までの約2.4kmの区間を供用開始している。

本路線は、交通が集中している西風新都中央線や中筋沼田線などの渋滞緩和に寄与し、都市内交通の分散を図る、ネットワークを形成する道路であり、緊急輸送道路としての多重化や代替性の確保が期待できる整備効果の高い路線である。

今後は、残った用地の買収や工事等を着実に進め、令和12年の完成を目標に計画的に事業を進めていく。

広島市公共事業（建設関係局所管）の再評価（概要）

1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局が所管する公共事業のうち、一定の要件に該当する事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

2 再評価の対象とする事業の範囲

工事を伴う次の公共事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除く。

- (1) 国土交通省が費用の一部を補助又は負担する事業
- (2) 一定の事業規模を有する単独事業等

3 再評価を実施する事業

- (1) 事業費が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
- (2) 事業費が予算化された後、10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で継続中の事業
- (3) 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（国庫補助事業に限る。）
- (4) 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
- (5) 上記(1)～(4)以外の事業で、市長が特に必要と認める事業

4 再評価の実施時期

再評価の実施対象に該当する年度に行う。

5 再評価の方法等

再評価は、事業の進捗状況や社会経済情勢の変化等の視点に立って、各事業ごとに国土交通省が策定した評価手法等に基づいて行う。

6 公共事業再評価審議会

再評価にあたり、学識経験者等の第三者の意見を求めるため、「広島市公共事業再評価審議会」を設置する。同審議会は、再評価対象事業を審議し、意見等がある場合は、市長に提出する。

(1) 会議

必要に応じて随時開催し、原則、公開とする。

(2) 委員

7名（学識経験者〔大学の教授等、弁護士、産業界の関係者・調査研究機関の職員〕）

(3) 事務局

都市整備局 都市計画課

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領

第1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局（以下、「建設関係局」という。）が所管する一定の要件に該当する公共事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

建設関係局が所管する工事を伴う事業のうち、以下の事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除くものとする。

- 1 国土交通省(以下、「国」という。)が費用の一部を補助又は負担する事業（以下、「国庫補助事業」という。）
- 2 一定以上の事業規模を有する単独事業等（以下、「単独事業等」という。）

第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業
この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、市街地再開発事業、土地区画整理事業については、権利変換計画の決定等が行われている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。
具体的には、別紙 - 1 のとおりとする。
- 2 事業費が予算化された後、長期間が経過している事業
この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。なお、国庫補助事業において、各事業再評価実施要領細目に定めがあるものについて事業費が予算化された後、5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）は社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況を踏まえ、再評価を実施することが適切かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業費の予算化時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。
- 3 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過している事業（国庫補助事業に限る。）
この場合において、「準備・計画段階」とは、「高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業に係る着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」とする。

4 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

5 市長が特に必要があると認める事業

社会状況の急激な変化等により、市長が特に必要と認める事業については、随時再評価を実施するものとする。

6 留意事項

- (1) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (2) 第3の1から4までの規定にかかわらず、再評価を実施する事業について見直し（この要領による事業の見直しを除く。）を行っている間は、この要領による再評価を行わないことができる。
- (3) 第3の2または4の規定により再評価を実施する事業のうち、用地買収が完了している事業、または、当該年度の翌年度から3年以内に完了することが確実である事業については、この要領による再評価を行わないことができる。ただし、3年以内に事業が完了しなかった場合には翌年度再評価を実施するものとする。

第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図を別紙-2に示す。

1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は、広島市とする。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
 - ア 第3の1に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
 - イ 第3の2に掲げる事業にあつては、事業費が予算化された後、10年目（国の個別補助制度を活用している事業については、5年目）の年度末までに実施する。
 - ウ 第3の3に掲げる事業にあつては、着工準備費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
 - エ 第3の4に掲げる事業にあつては、再評価実施後、5年目（下水道事業については、10年目）の年度末までに実施する。
 - オ 第3の5に掲げる事業にあつては、当該年度末までに実施する。
- (3) 対応方針（案）の作成

市長は、再評価に係る資料及び、国庫補助事業については事業の継続又は中止の方針、単独事業等については事業の継続、休止又は中止の方針（以下、「対応方針」という。）案を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び対応方針案を広島市公共事業再評価審議会に諮り、意見の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応方針を決定する。

(5) 河川事業の取扱

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

2 評価結果、対応方針の公表

市長は、対応方針の決定後、評価結果及び対応方針について、結果に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

第5 再評価の方法

1 再評価手法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「再評価手法」という。）については、原則として国の策定する再評価手法を採用するものとする。

ただし、国の策定する再評価手法により難しい事業にあつては、別途、再評価手法を設定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

② 事業の投資効果

前回評価時に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、費用対効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合にあつては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。ただし、これを2回以上連続で行うことはできないものとする。

③ 事業の進捗状況

④ 事業の進捗の見込み

⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって、市長が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。

なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた

場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

第6 広島市公共事業再評価審議会（以下、「再評価審議会」という。）

1 再評価審議会の設置

市長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、学識経験者から構成される再評価審議会を設置するものとする。

2 再評価審議会における審議方法

審議方法は再評価審議会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

3 再評価審議会の意見の尊重

市長は、再評価審議会より意見の提出があったときは、これを最大限尊重し対応を図るものとする。

4 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議が行われた場合は、当該委員会等における審議結果をもって、再評価審議会における審議に代えるものとする。

第7 施行期日

本要領は、平成10年10月20日から施行する。ただし、第2の2の規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成11年9月2日から施行する。

附 則

本要領は、平成15年11月17日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成22年12月27日から施行する。

附 則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年2月4日から施行する。

附 則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

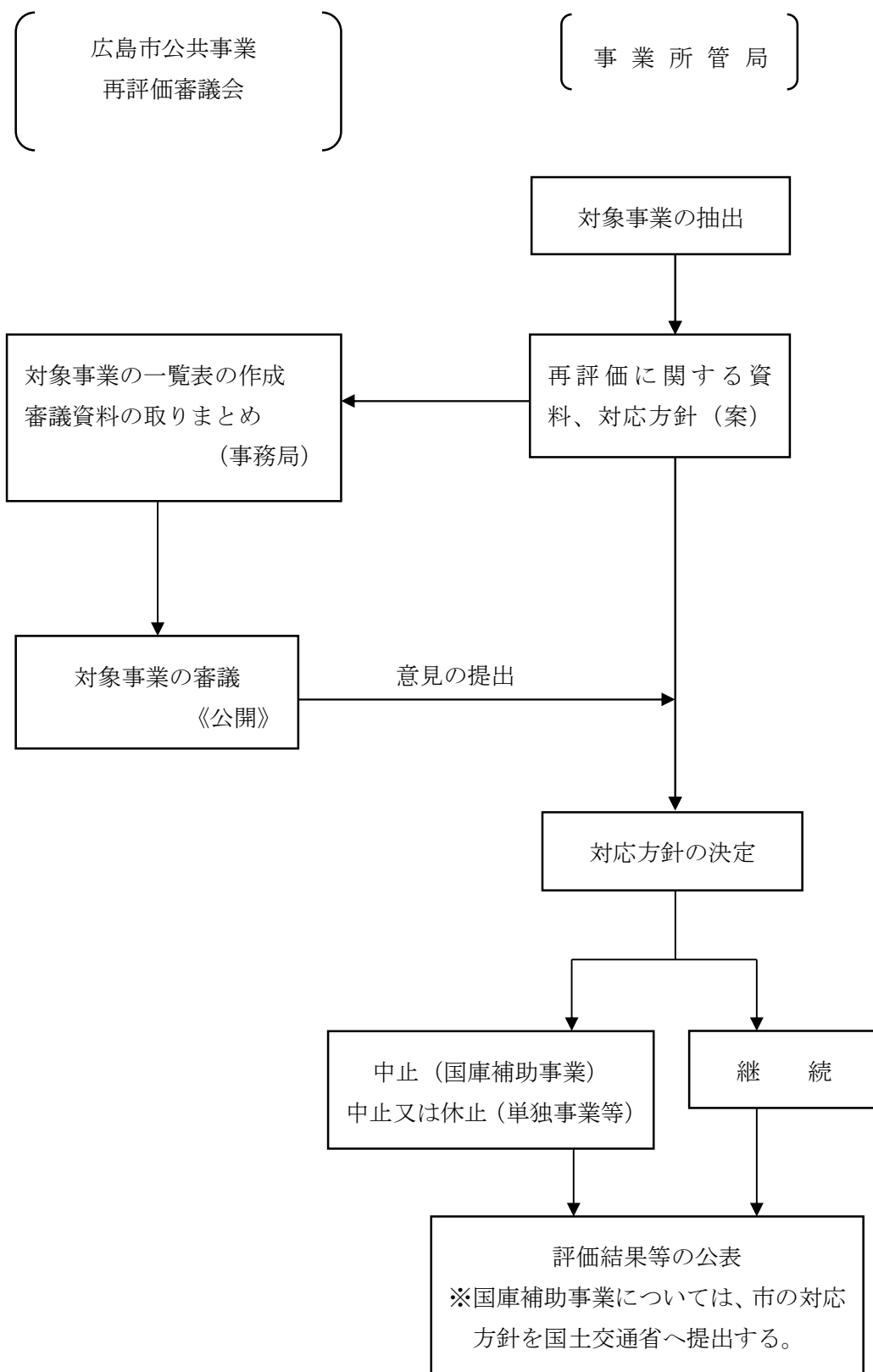
本要領は、令和2年2月18日から施行する。

「事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業	
	一定期間	未着工の定義
河川事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	5年間	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手
街路事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
道路事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定	
住宅市街地総合整備事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手

(注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

【再評価の実施フロー図】



広島市公共事業再評価審議会規則

令和3年4月1日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和28年広島市条例第35号)第3条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、公共事業の再評価に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備局都市計画課において処理する。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

広島市公共事業再評価審議会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、広島市公共事業再評価審議会規則（以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、広島市公共事業再評価審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第2条 規則第5条第1項の規定による会長の選挙は、出席した委員（規則第4条第1項の規定に基づき委嘱された委員。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行う。ただし、異議があるときは、無記名投票によって行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会議を招集する場合、会長は、会議開会の日前までに、委員に通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(議 長)

第4条 会長は、会議の議長となる。

(会議及び審議資料の公開)

第5条 会議及び審議資料は、原則として公開するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

(意見の提出)

第6条 会長は、審議の結果をとりまとめ、必要に応じて市長に対し、意見の提出を行うとともに、各委員にその内容を報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 1月 8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 5月28日から施行する。


附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

広交東第24号
令和5年11月17日

広島市公共事業再評価審議会 会長

広島市長 松井 一貴
（道路交通局交通施設整備部
東部地区連続立体交差整備事務所）



公共事業の再評価について(諮問)

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領第4の1(4)の規定により、下記の公共事業の再評価について貴会の意見を求めます。

記

- 1 街路事業・連続立体交差事業 広島市東部地区連続立体交差事業

広下河第 87 号
令和 5 年 11 月 22 日

広島市公共事業再評価審議会
会 長 様

広島市長 松井 一實
(下水道局河川防災課課)



公共事業の再評価について(諮問)

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領第4の1(4)の規定により、下記の公共事業の再評価について貴会の意見を求めます。

記

河川事業 一級河川御幸川都市基盤河川改修事業

広都西第62号
令和5年11月17日

広島市公共事業再評価審議会 会長様

広島市長 松井 一實
(都市整備局西風新都整備部)



公共事業の再評価について(諮問)

広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領第4の1(4)の規定により、下記の公共事業の再評価について貴会の意見を求めます。

記

- 1 道路事業 安佐南4区486号線